

まえがき

国民健康保険は、農林水産業や自営業の方々などを対象とする公的医療保険制度として、地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしています。

しかしながら、急速な高齢化の進展、増大する医療費、さらには厳しい経済情勢を反映して、事業運営は極めて厳しい状況にあります。

こうした中、平成18年6月に成立した医療制度改革関連法は、75歳以上の後期高齢者を対象とした新たな医療制度の創設や、医療保険者による40歳以上の加入者に対する生活習慣病該当者・予備群の減少を目的とした特定健康診査・保健指導の義務化等による医療費適正化対策を大きな柱としており、昨年4月から施行されたところであります。

この度の改革は、将来にわたる持続可能な医療保険制度の構築のためになされた国民皆保険制度創設以来の大改革であり、このような状況の中で、国民健康保険事業のより健全な運営を行うためには、現状の把握・分析を行い、将来の姿を適切に把握することが不可欠です。

この事業状況は、平成19年度国民健康保険事業状況報告書（事業年報）に基づき県内27市町村と3国民健康保険組合の事業実績を集計・分析したものであり、各保険者の円滑な事業運営に御活用いただければ幸いに存じます。

平成21年 3月

岡山県保健福祉部長寿社会対策課長

小幡 篤志

用語の解説

この資料で使われている主な用語等を説明すると次のとおりである。

1 国民健康保険の保険者

国民健康保険の保険者は、市町村及び国民健康保険組合である。

2 国民健康保険の被保険者

国民健康保険は健康保険等の職域保険（以下「被用者保険」という。）に加入している者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者を除く全ての者を対象とした地域保険である。

国民健康保険の被保険者は一般被保険者と退職被保険者等に区分される。一般被保険者の中には老人保健法の規定による医療を受けることができる者（以下「老人医療受給対象者」という。）が含まれる。本書の中で、表現を簡略化して「老人医療受給対象者を除く一般被保険者」を「若人」、老人医療受給対象者を「老人」と表記している場合がある。

なお、40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者を「介護保険第2号被保険者」と表記している場合がある。

また、療養の給付を受ける者が3歳に達する日の属する月以前に給付を受けた場合にその者を「3歳未満」、70歳に達する日の属する月以後に給付を受けた場合で一定以上所得のない者を「70歳以上一般」、70歳に達する日の属する月以後に給付を受けた場合で一定以上所得のある者を「一定以上」と表記している場合がある。

3 年間平均被保険者（世帯）数

各月末における被保険者（世帯）数の前年度3月から当該年度2月まで（国保組合においては4月から3月まで）の合計を12で除した数。

4 療養の給付等

被保険者の疾病又は負傷に対して、保険医療機関又は保険薬局から直接に診療・調剤等の現物をもって給付することをいう。保険者は当該療養の給付等に要する費用額のうち被保険者が保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金等を除いたものを保険医療機関等に支払う。

老人医療受給対象者の場合は「医療の給付等」といい、市町村（老人医療の実施主体）が保険医療機関等に支払う。

5 療養費

療養の給付等を行うことが困難な場合、被保険者が被保険者証を提出しないで診療等を受けたことが緊急その他やむを得ない場合等において、事後に被保険者の請求に基づき現金で支払う場合の給付をいう。

老人医療受給対象者の場合は「医療費」という。

6 療養諸費

療養の給付等の額と療養費等の額を合計したものをいう。老人医療受給対象者の場合は「医療諸費」という。

7 国民健康保険保険料（税）

（1）賦課方式

- ・ 4方式……所得割額+資産割額+被保険者均等割額+世帯別平等割額
- ・ 3方式……所得割額+被保険者均等割額+世帯別平等割額
- ・ 2方式……所得割額+被保険者均等割額
- ・ その他……各国保組合の規約に定める方法による

（2）所得割の算定基礎

- ・ イ…課税総所得金額（基礎控除後）
：いわゆる「旧ただし書方式」による課税総所得金額
- ・ ロ…課税総所得金額（各種控除後）
：いわゆる「本文方式」による課税総所得金額
- ・ ハ…市町村民税の所得割額
- ・ ニ…市町村民税額等（市町村民税額又はそれに都道府県民税額を加えた額）
- ・ ホ…その他（上記のいずれにも該当しない場合）

（3）資産割の算定基礎

- ・ イ…固定資産税額
- ・ ロ…固定資産税額のうち土地・家屋にかかる分
- ・ ハ…上記のいずれにも該当しない場合

8 受診率

年間受診件数（レセプト枚数）を年間平均被保険者数で除して得た数に100を乗じて得た数。これにより、被保険者100人当たり年間に平均して何件受診したかを把握することができる。

9 一人当たり医療費・保険料（税）

一人当たり医療費は療養諸費用額を年間平均被保険者数で除して得た額。

また、一人当たり保険料（税）調定額も保険料（税）調定額を年間平均被保険者数で除して得た額。

10 国保診療施設の規模

- ・ 甲…出張診療所
- ・ 乙…5床以下の常設診療所
- ・ 丙…6床以上19床以下の常設診療所
- ・ 丁…病院（20床以上）

目 次

I 国民健康保険事業概況	1
II 年 報	21
III 国民健康保険事業状況報告書統計表	
第1表 保険料(税)(現年分) 収納率	47
第2表 月別一般状況	48
第3表 月別保険給付状況(若人分)	49
第4表 〃(退職被保険者等分)	50
第5表 〃(老人分)	51
第6表 保険者別一般状況	52
第7表 保険者別収支状況	56
第8表 〃(退職被保険者等分)	63
第9表 保険者別保険料(税) 収納状況(一般被保険者分)	64
第10表 保険者別保険料(税) 収納状況(退職被保険者等分)	65
第11表 保険者別保険給付等支払状況(一般被保険者分)	66
第12表 保険者別保険給付等支払状況(退職被保険者等分)	68
第13表 保険者別保険給付状況(若人分)	69
第14表 保険者別保険給付状況(退職被保険者等分)	76
第15表 保険者別老人保健法による医療の給付を受ける者にかかる医療給付状況	86
第16表 保険者別診療費諸率(若人分)	91
第17表 〃(退職被保険者等分)	92
第18表 〃(老人以外分)	93
第19表 〃(老人分)	94
第20表 〃(全被保険者分)	95
第21表 保険者別保険料(税) 賦課徴収状況(一般被保険者分)	96
第22表 〃(退職被保険者等分)	102
第23表 一人当たり医療費順位	103
第24表 一人当たり保険料(税) 調定額順位	104
IV 国民健康保険診療施設事業状況報告書統計表	
第25表 保険者別診療施設一般状況	105
第26表 保険者別診療施設診療状況(国保診療分)	106
第27表 〃(その他診療分)	107
第28表 〃(合計)	108